

平成20年4月から 『基本健診』が『特定健診・特定保健指導』に変わります

これまで市が実施してきた『基本健診』に変わり、40歳～74歳の方を対象にした『特定健診・特定保健指導』が始まります。これらは、国民健康保険や各健康保険など医療保険者の責任で実施されます。

○なぜ、『特定健診・特定保健指導』に変わったの？

近年、生活習慣病の医療費が増加しており、医療費の伸びを抑えることが急務となっています。そのために、増え続けている糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病の発症予防・重症化予防に力を入れた取り組みが必要となりました。

そこで、4月からは、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した『特定健診・特定保健指導』が始まります。

メタボリックシンドロームとは

「内臓脂肪」の蓄積をはじめとして、高血糖・高血圧・脂質異常などが複数合併した状態のことをいいます。この状態になると、個々の異常が軽度であっても、動脈硬化や脳卒中などの命にかかわる病気になる可能性が大幅に増えるといわれています。

○『特定健診』とは？

医療保険者（保険証を発行しているところ）が、40～74歳の方を対象にメタボリックシンドロームやその予備群の人を見つけ出す健康診査を実施します。

検査項目に『腹囲測定』が加わります。

○『特定保健指導』とは？

肥満、糖尿病、高血圧症・脂質異常症などの危険因子は重なるほど、命にかかわる重大な合併症の発症する危険が高まります。健診で異常が見つかったら、まず自分の生活を見直し、生活習慣の改善に取り組みます。

健診結果に応じて、個々の生活習慣の改善に向けた保健指導を専門家（保健師、管理栄養士など）から受けられます。

○健診の受け方は？

健診の種類		対 象		実施機関
①	『特定健康診査・ 特定保健指導』	40～74歳	国民健康保険加入者 (35～39歳の希望者含む)	旭市 (保険年金課)
②			国保以外の健康保険加入者 (本人・扶養家族)	加入している健康保険 (健康保険証で加入している健康保険を ご確認ください)
③	『後期高齢者 健康診査』	75歳以上	希望者 (生活習慣病の治療中でない方)	千葉県後期高齢者医療広域連合 (市が委託を受ける予定です)

※65歳以上の方は、生活機能評価を同時に実施します。

①旭市国民健康保険加入の方

40～74歳の方に保険年金課から健診受診票を送付します。

(旭市国民健康保険では35～39歳の方で昨年の市の基本健康診査を受けた方へも送付します。)

※国民健康保険の人間ドック事業を、年度内に利用予定の方は対象となりません。

②国保以外の健康保険に加入の方

加入している医療保険者または事業所にご確認ください。

③後期高齢者の方（75歳以上の方、65歳以上で一定の障害のある方）

昨年、市の基本健康診査を受けた方へ受診票を送付します。

<問い合わせ先>

保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)